令和５年度各種補助金における募集＆補助金交付に係る申請等の手順について

Ⅰ 対象事業の募集申請

申請 ⇩

Ⅰ　募集対象　都内地域スポーツクラブのうち、区市町村から東京都に届出が完了している団体
募集期間　令和５年４月１日～同月１５日
提出書類　各実施要項第１号様式－１　申請書
各実施要項第１号様式－２　計画書
各実施要項第１号様式－３　収支計画書
チェックリスト

Ⅱ 対象事業及び交付額の審査・決定

通知 ⇩　条件付帯

承認　不承認

検討 ⇩

Ⅱ　事業審査　各事業の事業審査基準に基づき審査を実施
決定内容　① 対象事業（補助金交付対象）の選定
② 補助金交付（概算）額の決定
通知書類　各実施要項第２号様式　審査結果について

※　対象事業としての承認、補助金（概算）交付額の決定通知を受けた事業について、取り下げるべき事由が発生した場合、又は、事業内容を変更した場合には、次の様式を以って事業団に申請する。
（取り下げ）　各実施要項第３号様式　取り下げ申請書
➢　取り下げは通知のあった日から１４日以内に
（内容変更）　各実施要項第７号様式　計画変更承認申請書

Ⅲ 補助金（概算）の交付請求

※ 上記の決定通知に記載している期日内に

申請 ⇩

Ⅲ　交付対象　各実施要項第２号様式で承認を受けた事業
※ｔｏｔｏ助成事業は対象外
補助金額（上限）　（都民）　年間　５０万円/クラブ
（シニア）　年間　２０万円/クラブ
提出書類　各実施要項第４号様式　補助金概算交付請求書
・クラブの役員名簿
・印鑑証明書
・使用印鑑届
・確認書
・公金取扱者設置届出書
・その他事業団が必要と認める書類
・チェックリスト

Ⅳ 補助金（概算）の交付

交付 ⇩

Ⅳ　各クラブが指定する口座に補助金を交付（口座振替処理）

Ⅴ 対象事業の実施

【事業実施期間】令和５年４月１日～令和６年２月 29 日

提出 ⇩　【報告】対象事業の実施終了日より 30 日以内
又は３月 15 日のいずれか早い日まで

Ⅴ　対象事業の実施後、以下の様式で事業団に事業報告を行う。
提出書類　各実施要項第８号様式―１　完了報告書
各実施要項第８号様式―２　実績報告書
各実施要項第８号様式―３　収支決算書
チェックリスト

Ⅵ 補助金額の確定

通知 ⇩

Ⅵ　事業報告書等による審査を行い、補助金額を確定し通知する。
通知書類　各実施要項第９号様式　補助金額確定通知書
各実施要項第 10 号様式　補助金返還請求書

Ⅶ 精算

Ⅶ　補助金額の返還がある場合は、事業団指定口座に戻入を行う。
精算完了後、対象事業の終了となる。